



令和8年度(2026年度)

枚方市立留守家庭児童会室 入室募集要項



枚方市教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

電話:050-7105-8201(直通) FAX:072-867-8131

| 《目次》 | |
|--|--------------|
| 1:留守家庭児童会室について 1.留守家庭児童会室の設置目的 2.開室日・開室時間等 3.開設留守家庭児童会室(電話番号) 4.定員 5.入室資格・延長保育 6.保育料等 7.その他 | ····· 1ページ |
| 2:留守家庭児童会室のおやつについて1. 概要2. おやつ代について3. おやつの取扱い | 5 ページ |
| 3:入室申込みについて 1. 申込み方法 2. 申込みに必要な書類 3. 年度途中入室について 4. 入室の決定 5. 入室申込書の記入例及び注意事項 | ······ 6ページ |
| 4:FAQ(よくある質問とその回答集) | ······ 11ページ |

1:留守家庭児童会室について

1. 留守家庭児童会室の設置目的

保護者の就労や病気等により、保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。

2. 開室日·開室時間等

| 開室日 | 令和8年4月1日(水)~令和9年3月31日(水)の期間で休室日を除く |
|------|---|
| 休室日 | 土曜、日曜、祝日、年末年始:令和8年12月29日(火)~令和9年1月3日(日) 準備休室日:令和9年3月30日(火)·31日(水) |
| 開室時間 | 通常時 午後 1 時 15 分~午後 7 時 00 分 小学校の休業日(代休、三季休業日等) 午前 8 時 00 分~午後 7 時 00 分 ※午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分までは、延長保育の時間になります。 ※始終業式等学校の行事により開室時間を変更します。また、台風その他の理由等により、 開室時間の変更、または休室することがあります。 ※土曜日については、臨時開室を実施する場合もあります。 午前 8 時 00 分~午後6時 00 分(延長保育はありません) |

3. 開設留守家庭児童会室(電話番号) ※市外局番は「072」

| | | | | 直営 | | | |
|-----|------------|-----|------------|-----|------------|------|------------|
| 香 里 | (854-7263) | 交 北 | (851-7275) | 菅原東 | (858-0614) | 殿山第一 | (848-4581) |
| 明倫 | (847-5370) | 招 提 | (850-3773) | 蹉跎東 | (846-3430) | 春日 | (853-7130) |
| 津田 | (858-2841) | 中宮 | (840-2446) | 氷 室 | (859-3620) | 川越 | (854-8850) |
| 小 倉 | (855-2686) | 枚 方 | (846-8475) | 平 野 | (856-4401) | 伊加賀 | (846-6032) |
| 樟 葉 | (855-2685) | 山之上 | (846-8476) | 桜 丘 | (847-4590) | 禁 野 | (849-8200) |
| 五 常 | (853-2845) | 樟葉南 | (850-0578) | | | | |

| 委託(株式会社明日葉) | | | | | | | |
|-------------|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
| 牧 野 | (857-1070) | 田口山 | (850-7601) | 藤阪 | (856-4100) | 船橋 | (856-7449) |
| 殿山第二 | (855-6949) | 津田南 | (858-2140) | 長尾 | (868-1747) | 西長尾 | (857-1994) |
| 菅 原 | (856-3739) | 樟葉西 | (850-0581) | 樟葉北 | (856-7284) | | |

| 委託(株式会社テノ. コーポレーション) | | | | | | | |
|----------------------|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
| 山田 | (847-2001) | 西牧野 | (855-5020) | 山田東 | (848-4580) | 桜丘北 | (848-5463) |
| 磯島 | (848-2541) | | | | | | |

| | | | 委託(株式 | 会社セリス | ታ) | | |
|-----|------------|------|------------|-------|------------|-----|------------|
| 開成 | (854-7010) | 蹉 跎 | (833-7200) | 蹉跎西 | (833-8999) | 東香里 | (854-8839) |
| 香 陽 | (853-4198) | 枚方第二 | (846-6966) | | | | |

- ※令和5年度から直営22校と民間委託22校で運営を行っています。
- ※留守家庭児童会室は、基準に基づき運営を行っており、入室要件・保育内容は全 44 留守家庭児童会室 で統一しています。入室申請・手続き方法や保育料等についても、同様です。

4. 定 員

1班につき概ね40人(児童会室により定員数は異なります)を基本として、入室状況により、1班~4班体制で運営します。

5. 入室資格·延長保育

- ・令和8年4月1日以降、本市に居住し、小学校・支援学校等の1~6年生の児童で、かつ、保護者等(父母及び同世帯の65歳未満の祖父母の全員※)が就労・病気等(下記ア~ク参照)のため、<u>放課後の保育</u>が必要であると認められる場合に入室できます。
 - ※申込時または令和8年4月1日のいずれか遅い時点で65歳未満
- ・午後 6 時から 7 時までの延長保育は、「勤務終了時刻+通勤時間」が午後 6 時以降になる場合に限り利用することができます。なお、延長保育は夜間の時間帯であるため、保護者もしくは中学生以上の兄姉による児童会室(部屋)までの迎えが必要です。

【「就労・病気等」の要件について】

| ア | 就労 | 下記の※(1)を満たしており、1か月 <u>実働64時間以上(休憩時間は除く)</u> の就労をしていること(居宅内外、自営、外勤いずれの場合も含む)。または月2万円以上の収入がある内職をしていること。 ※(1)3~6年生は、「勤務終了時刻+通勤時間」が、 <u>午後2時00分</u> 以降になること1~2年生は、「勤務終了時刻+通勤時間」の時間の要件はありません ※(2)シフト制等の変則勤務、保護者等が居宅内自営業に従事している場合等も適用となる場合あり ※(3)内職は就労証明書の提出時に1か月以上の収入実績が必要 ※(4)配偶者等が営む事業に雇用契約を締結し、就労している場合も可 |
|---|----------------|---|
| 1 | 保護者の 疾病・障害等 | 保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。(診断書の記載等により家庭で の保育が困難と認められる期間) |
| ウ | 妊娠·出産 | 妊娠に伴う心身の不調等により、家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の8週前(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで。 |
| I | 育児休業 | 育児休業取得中や育児休業の取得を予定している時に保育が必要である場合 |
| 才 | 就学 | 1か月あたり64時間以上就学していること。保護者の卒業・修了まで。 ※3~6 年生は、「授業終了時刻+通学時間」が、 <u>午後2時00分</u> 以降になること 1~2 年生は、「授業終了時刻+通学時間」の時間の要件はありません |
| カ | 介護等 | 家族の介護(被介護者の診断書等が必要)等も適用となる場合があります。 |
| + | 求職活動 | 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 入室日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで。 |
| ク | その他 | 上記に類する状態にあると認められる場合 |

- ※イ~クの各要件に該当する方で、はじめて申込みをされる方は事前に担当課までご確認ください。
- ※入室要件に変更があった場合は、その都度、証明書の提出が必要です。担当課又は、(入室後は)各留 守家庭児童会室に提出してください。
- ※入室要件から外れた場合(離職、勤務内容変更、病気・介護等要件の離脱等)は、事実発生日の<u>月末</u> で退室となります。

6. 保育料等

- ①保 育 料:1人につき月額 7.200円
 - (同一世帯の児童が 2 人以上入室している場合は、2 人目から 3,600 円)
- ②延長保育料:1人につき月額 1,000 円

(午後6時から7時までの保育を受ける場合の保育料)

- ※保育料・延長保育料は、月の途中入退室や登室日数による日割り減額はありません。
- ※保育料、延長保育料は、毎月月末までに所定の納付書または口座振替により納めてください。
- ※保育料、延長保育料を滞納された場合は、退室していただくことがあります。また、次年度の申込み 時に、保留となることもありますので、ご了承ください。

③保育料の減免

保育料には減免措置があり、対象者は下表のとおりです。<u>該当する方は、**毎年度申請手続きが**必要です。</u>入室決定後、すみやかに下記の必要書類を担当課まで持参、もしくは電子申請による手続きをお願いします。

| | 対象者の範囲 | 必要書類 | 減免額 |
|---|--|--|-----|
| 1 | 生活保護受給世帯 | 生活保護受給証明書 | 全額 |
| 2 | <u>令和7年度(令和6年分所得)</u> 市府民税非課税 世帯 | <u>令和7年度</u> 市府民税非課税(<u>令和6年分</u> 所得)証明書 | 全額 |
| 3 | 令和7年分所得税非課税世帯 【※住宅借入金(取得)等特別控除等による非課税は除く】 | <u>令和7年分</u> の所得税の源泉徴収票又は 確定申告書(本人控) | 半額 |
| 4 | 児童の病気、負傷、又はやむをえない事情のた め月単位の全日数欠席 | 医師の診断書等(診断書で確認できる 月のみ適用)または、留守家庭児童会室 職員による休室の証明※ | 全額 |

- ※午後6時から7時までの延長保育料は、減免の適用はありません。
- ※1から3は、2ページ5. 入室資格·延長保育 **入室要件に係る保護者全員分**の証明が必要となります。
- ※1・2・4の必要書類は直近3か月以内に発行されたものに限ります。
- ※4の「留守家庭児童会室職員による休室の証明」によって申請する場合、「枚方市留守家庭児童会室保育料減免(病気・負傷等)による申請書」にて児童会室で申請できます。

④おやつ代

保育料、延長保育料のほか、おやつ代(月額 2,000円)の実費負担があります。

※生活保護受給世帯の児童はおやつ代の一部減免(月額1,000円)有り おやつ代の減免の詳細は、5ページをご参照ください。

⑤その他

前年度(令和7年度)に入室されており、新年度(令和8年度)も継続して入室される場合で、令和8年3月分の保育料等を口座振替されている実績がある方については、令和8年度分の保育料等についても、引き続き口座振替をさせていただきます。(この場合、金融機関での手続きは不要です。)口座振替の停止を希望される場合は、「枚方市留守家庭児童会室入室保育料等預金口座振替依頼(変更・廃止)書・自動払込利用申込書」を口座振替利用中の金融機関へ提出してください。

申込書は、各留守家庭児童会室、担当課にあります。

残高不足により振替不能の状態が続いている方については、再度金融機関での申込みが必要です。

7. 傷害保険

留守家庭児童会室の保育中のケガについては、傷害保険に加入して対応しています。ただし、第三者加害がある場合など、事故やケガの状況によっては、保険会社の判断により保険金が支払われない場合があります。

8. その他

- ・通室(行き帰り)の児童の安全確認等は、保護者の責任で行ってください。
- ・児童会室の職員は、児童に対し医療行為を行うことができませんのでご了承ください。
- ・学校給食が行われないときは、各自で弁当、水筒を持参してください。
- ・概ね午後2時30分頃から午後5時までの間におやつの時間を設けています。
- ・入室にあたり、学校の生活状況等を担任の先生などに確認することがあります。
- ・退室する場合は、「退室届」(児童会室・HP から入手可)をご記入の上、<u>退室希望日の一週間前(受付</u> 日から最短約 5 開庁日前)までに、児童会室または担当課に提出してください。

| 退室·延長中止 希望月 | 受付 締切日 | 退室·延長中止 希望月 | 受付 締切日 | 退室·延長中止希 望月 | 受付 締切日 |
|----------------|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------|
| 令和8年4月末 | 4/23(木) | 令和8年8月末 | 8/25(火) | 令和 8 年 12 月末 | 12/22(火) |
| 令和8年5月末 | 5/25(月) | 令和8年9月末 | 9/24(木) | 令和9年1月末 | 1/25(月) |
| 令和8年6月末 | 6/24(水) | 令和8年10月末 | 10/26(月) | 令和9年2月末 | 2/19(金) |
| 令和8年7月末 | 7/27(月) | 令和 8 年 11 月末 | 11/24(火) | | |

- ・保育料、延長保育料、おやつ代は、期日までに納めてください。 留守家庭児童会室保育料を滞納された場合、「滞納処分」を行います。 なお、何らかの事情により、納期限までに納めることができない場合は、必ず、担当課までご相談くだ さい。納入期限までに納付されない場合は、延滞金がかかる場合があります。
- ・次の場合は入室許可を取り消す場合があります。
 - ・入室申込書や就労証明書の内容に偽りが判明した場合
 - ・入室基準から外れる場合
 - ・保育料等の滞納がある場合
 - ・無断欠席が続いた場合
 - ・児童の送迎時間を守らない場合
 - ・出席日数が著しく少ない場合(1ヶ月の出席日数が8日未満で、かつ3ヶ月以上続く場合等)
 - ・児童または保護者が保育上の指示に従わない、重大な人権侵害や暴力・迷惑行為、その他 管理運営上に支障があると認める場合

2:留守家庭児童会室のおやつについて

1. 概要

成長過程にある子どもにあわせて、放課後の時間帯に必要とされる栄養面や活力面を考慮して、 おやつを提供します。おやつの提供にあたっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の 時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫しています。また、提供にあたり、安全及び衛生に 考慮するとともに、食物アレルギーがある児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等につい て事前に保護者と連絡を取り合い、安全に配慮して提供します。

児童会室では、食べることの楽しさや大切さを感じられ、学校から帰ってきて「ホッ」とできる時間 が持てるよう心がけています。

2. おやつ代について

- ①おやつ代は児童1人につき月額2,000円とし、毎月徴収します。
- ②おやつ代の減免について
 - (1)生活保護受給世帯の児童に対し、おやつ代の一部(月額 1,000 円)を減免しています。 生活保護での保育料の減免申請の手続きをされますと、自動的におやつ代も減免となります。
 - (2)以下の場合、おやつ代の減免対象となります(生活保護受給世帯は②のみ対象)。
 - ※<u>(2)の減免の適用を受ける場合は、別途申請が必要です。各留守家庭児童会室にお問い</u> 合わせください。
 - ①児童の病気その他やむを得ない事情により、連続 15 日以上おやつの提供を受けなかったとき。(月額1,000 円)
 - ②児童の病気その他やむを得ない事情により、その月の全日数おやつの提供を受けなかったとき。ただし、おやつの提供を受けなかった日が2カ月にわたるときは、連続 30 日以上おやつの提供を受けなかったとき。(月額 0 円)
 - ③月途中の入室児童のうち、16 日以降に入室したとき。(該当月のみ 1.000 円)

3. おやつの取扱い

- ①食品衛生やアレルギー対応に関する職員研修を実施しています。
- ②安全衛生を考え、購入・保管・分配に気を付けています。
- ③内容は添加物の少ないものを選択し、食物アレルギー児童の対応にも努めています。
- ④食物アレルギー対応について

食物アレルギー対応が必要な方は、入室説明会以降、児童会室職員に申し出てください。「食物アレルギー対応申請書」をお渡ししますので、必要事項を記入し、児童会室に提出してください。その際、「学校生活管理指導表」を添えて提出をお願いします。

- これらの書類を元に児童会室のおやつ提供を行います。
- ⑤おやつの持ち帰りはしていません。

3:入室申込みについて

入室募集要項は令和7年 11 月4日(火)から配布します。市ホームページは 11 月 1 日(土)から情報を公開します。受付開始は令和7年 11 月 17日(月)からとなります。入室申込みは電子申請が便利です。

|1次申込み期間:令和7年 11 月 17日(月)~令和8年1月 31 日(土)

※ 先着順ではありません。 ※申込み方法によって、申込み期間が異なります。

必要書類が添付されていないなどの申請に不備がある場合は、受付できませんので、必要書類の再提出が必要です。必要書類が揃った時点で受付完了となりますので、お早めにお申込みください。

1. 申込み方法

| 申込み 方法 | 内容 | 申込み期間 | | |
|------------|---|---|---|--|
| ① インターネット | 市ホームページの専用フォーム「令和8年(2026年)度留守家庭児童会室 入室申込み」から申込みできます。 枚方市トップページ→総合情報→子育で・教育 →放課後の児童の居場所→留守家庭児童会室 【スマートフォンによる申込みは 左記コードを読み取ってください】 ※証明書等の必要書類は、事前にご準備のうえ、アップロードしてください。 | 1次申込み ^{令和7年} 11月17日(月) から 令和8年 1月31日(土) <u>まで</u> | 令和8年 2月1日(日) 以降は 随時受付 ※1次申込みの 入室決定後に 選考を実施 | |
| ②各留守家庭児童会室 | 就学予定の小学校内もしくは隣接地にある各留守家庭児童会室に持参。受付時間:午後1時15分~午後7時(休室日を除く)。 | <u>令和7年11月</u> | 17日(月)から <u>28日(金)まで</u> ノスクエアでは受 リません。 | |
| ◎窓口 | 枚方市教育委員会 放課後子ども課 輝きプラザきらら 4階(枚方市車塚1-1-1) 受付時間:午前9時~午後5時30分 (土・日曜・祝日、年末年始を除く) ※市役所、支所での受付は行っていません。 | 1次申込み 令和7年 11月17日(月) から 令和8年 1月30日(金) まで | 令和8年 2月2日(月) 以降は 随時受付 ※1 次申込みの 入室決定後に 選考を実施 | |

2. 申込みに必要な書類

書類一式は令和7年11月4日(火)から配布します。配布場所は担当課、各児童会室です。

枚方市のホームページ「令和8年度(2026年度)留守家庭児童会室入室募集について」からは、11月1日(土)からダウンロードできます。

枚方市トップページ → 総合情報 → 子育て・教育

→ 放課後の児童の居場所 → 留守家庭児童会室



① 入室申込書(インターネットによる申込みの場合は不要)

- ・申込書の「学年」欄は、令和8年度の新学年を記入してください。
 - ※1 児童が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している場合は、障害 の程度や状況を、申込書左下の「その他」の項目欄に必ず記入してください。 申込み受付後に、新規利用児童を対象に児童会室で三者懇談(保護者・児童、児童会室 職員、担当課職員)もしくは電話での聞き取りを行うことがあります。
 - ※2 単身赴任などの理由で別居中の保護者も同居家族欄に記入してください。

②下記の要件に必要な証明書(父母及び同世帯の 65 歳未満の祖父母全員分が必要)

| 1 PO 17 2411 1 = 10 3 | |
|-----------------------|---|
| | ・就労証明書(保護者 ^{*1} が就労している場合) ^{*2} |
| | ・自営業の方は、就労証明書の他、確定申告書または開業届等の自営を証 |
| 就労 | 明する書類 |
| | ・内職の場合は、就労証明書の他、月2万円以上の実績が確認できるもの |
| | (給与明細、通帳コピー等) |
| 保護者の | ・診断書(「家庭での保育が困難」である旨の記載が必要) |
| 疾病·障害等 | ・障害者手帳のコピー |
| 妊娠・出産 | ・母子健康手帳のコピー(母の氏名・出産予定日記載の部分) |
| 大型·山庄 | 「母」健康子帳のコピー(母の氏石・山座」がた口記載の印力) |
| 育児休業 | ·就労証明書 ^{※2} |
| 月元孙未 | (「育児休業の取得」欄の記載を含めた証明を提出してください。) |
| 444 | ·就学証明書 ^{※2} |
| 就学 | ・就学カリキュラム・時間割等(就学時間帯及び時間数がわかるもの) |
| 人 華笙 | ・障害者手帳または介護保険証のコピー |
| 介護等 | ・診断書(「常時介護が必要」の記載が必要) |
| 北神汗和 | ・求職活動申立書(所定様式) |
| 求職活動 | ・ハローワーク受付票(ハローワークで発行)のコピー等 |

- ※1 単身赴任をしている父母も含みます。
- ※2 所定の様式で<u>**令和7年(2025年)11月1日以降</u>**に証明されたもので 証明日から3カ月以内のものが必要です。</u>
- ※3 就労以外の証明書については個別の条件がありますので、申込み前に担当課までご確認 ください。

③児童の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの写し

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している児童は 申込み時に手帳の写しの提出をお願いします。

申込み前に、9ページ以降の記入例及び注意事項を参考に証明書に不備のないことを確認してください。提出された書類に不備がある場合は、受付できません。 不明な点があれば、担当課までお問い合わせください。

3. 年度途中入室について

- ・令和8年4月2日以降の年度途中入室申込みは、<u>入室希望月の前月1日から受付</u>します。 6ページの「1. 申込み方法」を参考に入室申込を行ってください。<u>また、入室申込み後、審査や入室準</u>備等を行うため、受付日から入室まで1週間程要しますので、ご了承ください。
- ・入室申込みの後、入室日までに、児童会室で入室説明を行います。
- ※入室については、保護者が就労等のため児童の放課後の保育が必要と認められることが要件となります。春休み、夏休み、冬休み時(三季休業時)のみの短期入室は行っておりませんので、ご了承ください。

4. 入室の決定

- ●1次申込み期間中(令和7年11月17日(月)から令和8年1月31日(土)まで)に受付した申込書類を 審査し、その結果を2月下旬頃に通知します。
 - (先着順で入室許可を決定するものではありません。)
- ●入室決定者を対象に、3月(令和8年3月6日(金)19時の予定)に各児童会室にて入室説明会を実施します。

<注意>

- ※申込数が定員を超えた場合は、優先順位の判断基準(下記参照)により入室を決定します。 入室できない場合は、他の児童会室に入室するか、または待機していただき、待機が解消した 時点で、順次入室となります。
- ※<u>令和8年2月1日(日)以降の申込みは、定員に満たない場合に順次入室</u>となります。 ただし、定員超過となった場合は待機となり、その場合は、以下の優先順位により 入室を決定します。

【優先順位の判断基準】

2 ページの<u>5. 入室資格・延長保育</u>の要件を満たしていることを前提に、優先順位は下記の判断基準によります。

1次締切時点【令和8年1月31日(土)締切】

| 優先順位 | 対象 | 内容 |
|------|----------------|---|
| 1 | 支援の必要な児童 | ①身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を 所持する児童 ②令和8年度に特別支援学校・支援学級に在籍(予定)または通 級指導教室を利用(予定)の児童 ③上記以外に、特に支援の必要な児童と教育長が認める児童 |
| 2 | 学年 | 児童の学年の低い順 |
| 3 | ひとり親家庭 | 保護者が一人の世帯 ※同世帯の 65 歳未満の祖父母も保護者とみなします |
| 4 | 保育を必要とする 時間 | 放課後に保育を必要とする時間が長い順 |

※<u>児童が身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちの場合は、1次申込み期間中(令</u> 和7年 11 月 17日(月)~令和8年 1 月 31 日(土))の申込み時に、手帳の写しもあわせて提出して ください</u>。

5. 入室申込書の記入例及び注意事項

入室申込書の記入例を 10 ページに記載しています。下記の注意事項とあわせて確認してください。

①入室申込書記入前の注意事項

・黒または青ボールペンで記入してください。消えるペンおよび鉛筆等での記入は無効となります。

②申込者欄(申込書右上部分)の注意事項

| 記入欄 | 注意事項 |
|-----|---|
| 住所 | 転入および転居予定者は、 <u>申込み現在の住所と新住所を併記してください</u> 。新住所が正式に決定していない場合は、可能な範囲で記入してください。 転入・転居日が決定している場合は、日程を記入してください。 |
| 氏名 | 担当課からの郵送物等のあて先となります。 ふりがなも必ず記入してください。 |

③入室児童欄の注意事項

| 記入欄 | 注意事項 |
|--------------------|---|
| 出身保育所等 | 新 1 年生のみ必ず記入してください。 |
| 学校·学年 | 令和8年4月時点での学校・新学年を記入してください。 |
| 午後6時以降の保育 | 延長保育を申し込まれる場合は、「はい」に〇印を記入してください。 |
| 同居家族 | 申込み時点での同居家族全員(申込児童を除く)の氏名等を記入してください。単身赴任等で住居を別にしている保護者も含みます。 電話番号については、日中に最も連絡がつきやすい連絡先を 記入してください。 |
| 入室を希望される 児童について | ・手帳(身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等)の所持 ・令和8年度の支援学級在籍・通級指導教室利用(予定) ・現在までの発達相談歴・医療機関等の受診歴 ・身体的な疾病等による配慮の有無 ・食物アレルギーに関する事項 ・その他、気がかりなこと 上記について、当てはまるものに ☑ を入れてください。 無い場合は、「特になし」に ☑ を記入してください。 ※全てが空欄(□)での提出は不備となります。 班分けの希望などは記入できません。 必要に応じて、後日、担当課より個別で聞き取り・懇談等を行います。 |

枚方市立留守家庭児童会室入室申込書

| (あて先) 枚方市教育 教 育 | ※転入・転居予定 委員会 現住所と新住所 | (可能な範囲)を | 令和 () 4 | 平 一 月 一 日 |
|---|--|---|---|---|
| ※灰色部分 | かを記入してくださ | 全所 としい ふりがな 申込者 氏名 | 必ずふりがなをつ | ナてください。 |
| なお、教育委員会が | し込み。 ※携帯電話がある 携帯番号も記入しる 入室審査等にあたり、世帯情報の | てください。 | | |
| 確認のために住民基 ふりがな | 本台帳の閲覧をすることを承諾し | ます。 性別 | 携带 (| 年 月 日 |
| 児 童 氏 名 | 枚 方 市 立 (| 男·女 | 出身保育所等 (新1年生のみ) 留 守 家 庭 児 童 会 室 | |
| 学校・学年 | | 学校 | 年(4月から入室を希望する | 場合は新学年) |
| 午後6時以『 申し込みま ⁻ →※申込時点で | す(○印) ばい・ | いいえ から の氏名等を | 留守家庭児童会室への 入室は初めてですか 記入してください。(単身赴任 | はい ・ いいえ |
| * | | 歳以上の祖父母、婚 。 引していない場合も言 | -, , - , , , , , | |
| ら当てはまるもの (必要に応じて、 き取り等を行います 手帳(療育手中 ※手帳の写しを 令和8年度 教室利用(予定 | 長等)を所持している。 申込み時に提出してください。 支援学級在籍または通級指導 | 入室を希望される 児童が 2 人以上 いますか。(〇印) | 入室を希望される理由につ当てはまるものに図を入れ 当てはまるものに図を入れ □ 就労 □ 保護者の疾程 □ 妊娠・出産 □ 育児休 □ 介護等 □求職活動 □ その他(| てください。 (複数回答可) 病·障害等 業 ロ 就学) |
| 【 しまり は できます できます (しまり) しまままままままままままままままままままままままままままままままま | ・障害があり配慮が必要。 一がある。 かりなことがあればご記入 | | (太線内は記入しないでくだ 生年 入室日 | 入室説明日時 |
| 一特になし | | 室受付簿 | 通知書 システム No. | 受付日 受付者 |

4:よくある質問

1. 入室要件・就労証明に関すること

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| 午後2時00分は何を基準に決めていますか? | 通常授業の終了時間等を目安にしています。 ただし、低学年(1~2 年生)は授業終了時刻が早い ため、令和 8 年度より条件を緩和し、「勤務終了時刻 +通勤時間」の時間を廃止しています。 |
| どのくらいの期間の就労で利用できますか? | 【1~2年生】 1か月 <u>実働64時間以上(休憩時間は除く)</u> 【3~6年生】 1か月 <u>実働64時間以上(休憩時間は除く)</u> かつ「勤 務終了時刻+通勤時間」が午後2時00分以降であれ ば利用できます。 |
| ボランティアとして活動をしています。 利用できますか? | ボランティア活動では利用できません。 |
| 在宅勤務(テレワーク)の場合、利用できますか? | 会社等での就労証明を取得できる場合は、利用可能です。 |
| 保護者が自営業の場合、何を提出すれば よいですか? | 保護者自身で就労証明書を記入し、確定申告書の写 しもしくは開業届等を提出してください。 |
| 自営業で、事業開始届・開業届等の写しが必要と 言われましたが、なぜ必要なのでしょうか? | 就労の確認のために必要です。 事業開始届等の写しがない場合は、営業所得が 分かる書類(確定申告書の写し、報酬等明細書の 写し、通帳の写し等)を提出してください。 |
| 令和8年 3 月 31 日までに雇用期間が終了しますが、申し込みできますか? | 入手可能な就労証明書で申し込んでいただき、令和 8年3月25日までに、令和8年4月以降の期間での 就労証明書を担当課に提出してください。期日まで に提出がない場合は、入室取消となることがありま すのでご注意ください。 ※提出期限までに就労証明書の提出が困難な場合 は、その旨(会社から就労開始日以降でないと証 明書が発行できないと言われた等)を担当課まで 事前に連絡の上、後日、就労証明書を担当課もしく は室経由で提出してください。 |

2. 転入に関すること

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| 令和8年度中に、枚方市に転入予定ですが、1次 申込み期間に申込みできますか? | 令和8年4月1日までに枚方市に転入される場合は、 1次申込み期間に申し込み可能です。4月2日以降に 転入の場合は、入室希望月の前月1日から申込み可 能です。 ※入室日までに転入されなかった場合は、入室取消 となりますのでご注意ください。詳しくは事前に担当 課までご確認ください。 |

3. 保育料・おやつ代に関すること

| 質問 | 回答 |
|---|--|
| 毎日は利用しないのですが、保育料・おやつ代を 1か月分全額支払わないといけないのですか? | 保育料・おやつ代の日割り計算は行っておりません。 1か月分全額をお支払いください。 |
| 1 か月間、1 日も利用していません。保育料・お やつ代は支払わないといといけませんか? | 【保育料】 児童の病気やケガ等などのやむを得ない事情の場合は、月単位の保育料の減免が適応されます。 【おやつ代】 土日を含む15日以上連続の欠席の場合は、おやっ代を減免しています(15日以上連続…1000円減額。30日以上連続もしくは全日数…2000円減額)。 ※各留守家庭児童会室もしくは担当課までご相談ください。 |
| 申込時に銀行口座の設定は可能ですか? | 各児童会室で口座振替申込書を配布していますので、口座振替申込書を直接金融機関へ提出してください。 児童会室及び担当課窓口での口座振替の申込みはできません。 |

くお知らせ>

令和7年度は、保護者ニーズに合った事業の充実として、夏休みなどの長期休業期の昼食サービス(保護者がインターネット等を利用して、弁当事業者に弁当を注文、代金の支払いを行い、児童が留守家庭児童会室にて弁当を受け取るサービス。)と、土曜日の留守家庭児童会室を、臨時開室に加えて、利用者の希望に応じて開室する取り組みを試行実施しています。

令和8年度の取組については、詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

(参考) 市ホームページ

●留守家庭児童会室等での夏休みの昼食提供サービスについて https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000052338.html



●留守家庭児童会室の土曜日開室について https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000052181.html



※募集要項は毎年度、見直しを行っています。必ずご確認のうえ、お申込みください。



お問い合わせ 枚方市教育委員会 学校教育部 放課後子ども課

所在地:枚方市車塚1-1-1

輝きプラザきらら4階

電話:072-841-1221(代表)

直通:050-7105-8201

FAX:072-867-8131